

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

- ◇規 則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 自衛官の募集

- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 生活保護法による医療機関の指定
- 被爆者一般疾病医療機関の指定
- 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正
- 保安林の指定の解除
- 土地改良事業の認可(五件)
- 土地改良事業の事業計画の変更の認可
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
- ◇代表監査委訓令 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

## 規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第十七号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表の一の項中「五十八円」を「七十円」に改める。

### 附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百七十八号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百

十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和五十四年度第一次自衛官（二等陸士、二等海士及び二等空士）募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和五十四年四月一日から昭和五十四年六月三十日まで

二 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二の一 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第二百七十九号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称    | 所 在 地         | 廃 止 年 月 日    |
|--------|---------------|--------------|
| 岡本齒科医院 | 米子市加茂町一丁目三六番地 | 昭和五十四年二月二十八日 |

鳥取県告示第二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 名 称    | 所 在 地         | 指 定 年 月 日  |
|--------|---------------|------------|
| 岡本歯科医院 | 米子市加茂町二丁目二六番地 | 昭和五十四年三月一日 |
| アド調剤薬局 | 米子市東町三五番地     | 昭和五十四年三月二日 |

鳥取県告示第百八十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 指 定 年 月 日    | 名 称    | 所 在 地          |
|--------------|--------|----------------|
| 昭和五十四年二月二十七日 | 瀧田外科医院 | 米子市角盤町四丁目一四五ノ一 |

鳥取県告示第百八十二号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号（保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年四月

一日から施行する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号中「百二円」を「百五円」に改め、第二号ハ中「千五百円」を「千二百円」に改め、同号ニ中「九百五十円」を「千五百円」に改める。

鳥取県告示第百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字浜村字西浜七八二の一、七八二の二、七八三の一三三、七八三の一三四、七八三の二四三、七八三の七二四、七八三の七一八、七八三の七五四から七八三の七五七まで、七八三の七六二から七八三の七六四まで、七八三の九八〇、七八三の九八二、七八三の九八三、七八三の一〇九（以上十八筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路と用地するため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び気高町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第二百八十四号

日南町から申請のあつた町営土地改良(茶屋・笠木地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十五号

江府町から申請のあつた町営土地改良(俣野地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十六号

気高町から申請のあつた町営土地改良(常松地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十七号

江府町から申請のあつた町営土地改良(久連地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(富江地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第二百八十九号

河原町から申請のあつた町営土地改良(中井地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

### 鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教職員課の項中「人事第一係、人事第二係」を「管理第一係、管理第二係」に改める。

第六条第二項中「社会教育主査を」の下に「、教職員課に管理主査を、文化課に文化財主査を」を加える。

第七条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 管理主査 上司の命を受け、教職員人事管理に関する専門的事項の事務に参画する。

十一 文化財主査 上司の命を受け、文化財に関する専門的事項の事務に参画する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第二号中「社会教育主査」の下に「・管理主査・文化財主査」を、「社会教育主事」の下に「・管理主事・文化財主事」を加える。

附 則

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第一号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県代表監査委員 山 本 茂 治

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和四十七年三月鳥取県代表監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第三条監査第二課の項第一号中「農林部」を「農林水産部」に改める。  
附 則

この訓令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

## 鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月1,000円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

# 鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで、鳥取県公報を 部購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名  
及び代表者名)

鳥取県知事 平林 鴻 三 殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む。)】